

令和7年度



大竹市放課後児童クラブ夏休み利用案内

放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブは、保護者が仕事や家庭の事情のため、放課後に児童の生活指導が難しい家庭の小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供することで児童の健全育成を図ることを目的に開設しています。

対象児童

市内の小学生で、保護者が次のいずれかに該当する児童

- 昼間、仕事のため家庭以外等で働いている。
- 昼間、家庭で家事以外の仕事をもっている。
- 保護者が出産の前後または病気などの場合
- 家庭の事情等により児童の生活指導が難しい場合
- その他、特別な事情がある方

※前年度以前の利用料に滞納がある方は、利用が許可されないことがあります。

利用期間

夏休み期間中の7月22日から8月30日まで

※日曜日・祝日、8月14日～16日は休会です。

※春・冬休みのみの募集はしていません。（随時募集になります。）

※災害・警報等で休会する場合があります。

申込期間

5月26日（月）～6月11日（水） 9時～17時15分

※書類確認等を行うことがあるため、必ず日中連絡のとれる電話番号を「利用申込書」にご記入ください。

（利用申込書類は、総合市民会館、総務学事課、福祉課、あすなろ（玖波小）・みどり（小方小）・ひかり（大竹小）の各児童クラブにあります。）

※申込期間外に申し込みをした場合は、申請を受けられないことがあります。必要書類の提出が遅れる場合は、「申立書」（「4.その他」）に記入のうえ前もって生涯学習課にご相談ください。

※なお、現在利用中の児童は、夏休み期間も含めて利用許可しているため、改めて申し込む必要はありません。

提出方法

TEL 28-5680 FAX 53-5801

郵送又は生涯学習課（総合市民会館内）に、「利用申込書」と「在職証明書（又は申立書）」などの必要書類を添えて提出してください。

※郵送先：〒739-0605 大竹市立戸1丁目6-1 生涯学習課社会教育係（児童クラブ申込書類 在中）

募集の基本方針

施設や支援員の確保の状況により、利用希望のすべての児童を受けられない可能性があります。そのため、低学年と特別な配慮が必要な高学年の児童を最優先にしたうえで、緊急度の高いと考えられる児童から受け入れる方針です。

保護者負担金

放課後児童クラブを利用される児童の保護者は、以下のご負担をお願いします。

- 月額利用料…4 ページ「利用区分表」により決定します。
- 傷害保険料…年額400円（半額負担）
- おやつ代…夏休み期間（7月～）のみ利用：2,000円、
夏休み期間（8月～）のみ利用：1,500円

留意事項

- 書類審査により決定し、7月上旬に通知します。
（個別面談により利用の可否を決定する場合もあります。）
- 利用申込書提出後に申し込みをキャンセルする場合も、原則として傷害保険料（年額400円）が発生します。

児童クラブの利用について（お願い）

利用時間について	利用時間内での利用のご協力をお願いします。 ※利用時間を変更する場合は、「利用区分変更申請書」を児童クラブ又は生涯学習課に提出してください。
住所・勤務先等の変更について	・利用申し込み時から住所・勤務先等の変更があった場合は、必ず「利用申請内容変更届」を提出してください。 ・勤務先の変更又は雇用期間の継続については、「在職証明書」を再度提出してください。 ・家庭連絡簿の緊急連絡先の変更も緊急時にすぐ連絡できるように、必ず児童クラブ又は生涯学習課へお知らせください。
辞退について	仕事を辞めた場合は、「辞退届」を必ず提出してください。 ※求職の場合は、1ヶ月間の利用ができます。

※上記変更等の各種書類は、生涯学習課と児童クラブに置いてあります。

記入要領

太枠内を黒色のペン又はボールペンで、必ず保護者が記入してください。

○利用申込書

申請者欄	<u>住所欄</u>：アパートなどにお住まいの場合は、部屋番号まで必ず記入してください。 <u>電話番号欄</u>：必ず日中連絡のとれる番号を記入してください。
利用希望区分欄	4ページ「利用区分表」を参照し、決めてください。 早朝利用の有無を必ず記入してください。

○在職証明書

保護者（保護者とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）
について、提出してください。

就労の場合	<u>在職証明書</u>を提出してください。兄弟（姉妹）で申し込みの場合は、兄弟（姉妹）で1部あれば大丈夫です。 <u>雇用期間に定めがある場合は、利用希望期間の終期までの証明が必要となります。終期までの在職証明書の提出をしてください。</u> ※学生の場合は、学生証のコピーを提出してください。
母親の出産などの場合	<u>在職証明書又は申立書</u>を提出してください。 ※病院が発行している名前と出産予定日が記入されたものを添付してください。出産予定日の56日前から出産日から56日目にあたる月まで利用できます。
自営業、病気、看護（介護）、その他の場合	<u>申立書</u>を提出してください。 ※病気の場合は、医師の診断書を添付してください。 ※求職の場合は、1ヶ月間の利用ができます。 ※農業の場合は、耕作物などもご記入し、耕作面積の証明書等を添付してください。

利用区分表

利用区分		利用時間	月額利用料
①	月曜日～金曜日	下校時又は8時30分～18時	3,000円
②	月曜日～金曜日 ＋延長利用	下校時又は8時30分～18時30分	3,500円
③	月曜日～土曜日	月～金 下校時又は8時30分～18時 土曜日 8時～18時	3,500円
④	月曜日～土曜日 ＋延長利用	月～金 下校時又は8時30分～18時30分 土曜日 8時～18時	4,000円
＋	早朝利用（学校の代休日と長期休暇の8時～8時30分） ※ 学校行事等の代休日に早朝利用を希望する方は、通常の利用区分に関わらず、別途「学校行事等の代休日における早朝利用申込書」が必要になります。（別途お知らせします。）		上記利用料に500円追加 ・長期休暇月 ・長期休暇月以外の月（「学校行事等の代休日における早朝利用申込書」の提出者のみ。）

※ 集団下会（3月から10月までは17時、11月から2月までは16時30分）

以降の利用は、お迎えが必要です。土曜日は保護者の送迎が必要です。

※ 利用区分は、月単位で変更可能です。

※ 利用料の日割り計算はしておりません。月の途中で区分を変更される場合は、利用料が高い方の1ヶ月分の利用料を納めていただくようになります。

※ 辞退・減免・利用区分変更などの申請は前の月までに申請してください。

減免制度について

就学援助と児童クラブの減免は別になりますので、「大竹市放課後児童クラブ利用料減免申請書」に必要事項を記入し、生涯学習課へ提出してください。減免対象は以下のとおりです。

減 免 の 事 由	減免の率
(1) 生活保護法の規定による保護を受けている方 準要保護（就学援助費の支給を受ける）と認められる方 ※学校の就学援助申請も必ず行ってください。	全額免除
(2) 災害、病気等やむをえない理由により、 利用料を納付することが困難であると認められた方	全額免除または半額免除
(3) 2人以上の児童を利用させる方 ⇒「減免申請書」の提出は不要ですが、 「利用申込書」の兄弟（姉妹）利用欄にご記入ください。	2人目より半額免除 （年上の児童が対象）

※（1）の認定の手続きは別途必要となります。